平成六年十一月一日発行（毎月一日一回発行）

經濟論叢

第154巻　第5号

日本型経営システムの形成……吉田和男　1

サービス業の生産性と就業構造……葛城政明　25

韓国の海外移民……南　有哲　43

原料開発輸入体制の形成史における
　商社・メーカー協調……田中　彰　66

平成6年11月

京都大學經濟學會

経済論叢（京都大学）第154巻第5号，1994年11月

韓国の海外移民

南　有哲

はじめに

先年のいわゆるロサンゼルス暴動は，アメリカ合衆国（以後アメリカと略称）のかかえる人種問題の複雑さを浮き彫りにすると同時に，在米韓国人社会の存在を世界にアピールする結果をもたらした。かつての日本と同様韓国も名だたる移民送出国である。表1にあるように，アメリカへの移民の比率が極めて高く，毎年の送出実績の過半から9割近くにまで及んでいる。現在、在米韓国人の人口は100万人近くに達していると言われる。

その次に多いのが中南米諸国への移民であり，それに次ぐのが欧州への移民である。しかし欧州の場合そのほとんどは国際入養（国際養子縁組）である（表2）。その他の地域への送出実績はこれら三地域へのそれに比しては小さい。

こうしてみると，韓国の海外移民には，かなり特殊な対欧州移民を除いて考えれば，アメリカ合衆国への移民と中南米への移民という，大きな二つの流れがあることになる。年毎の送出実績のパターンにおいてもこの両者は対照的である（図1）。本稿の課題は，60年代および70年代の資料[1]に依拠しつつ，それ

1）本稿においては，60年代のデータは 人力開発研究所，『移民行政에 関한 調査研究』，ソウル，1969年，に依拠している。これは実際に行われた移民にたいする全数調査である。一方，70年代のそれは 洪思媛・金思憲，『韓国海外移民研究』，ソウル，韓国開発研究院，1979年に依拠している。これは保健社会部に提出された移住許可申請書のなかの1割である10131名分を無作意抽出した標本調査である。著者によれば，これによって得られる情報は移住申請者自身についてのものとなる。よって家族ぐるみ移住の場合世帯主の情報だけが抽出され，その同伴家族についての情報はオミットされるため（移住申請者は10131名であるのにたいし，その同伴者を含めれば移民希望者の総数は18681名になる），特に学歴構成などにおいて実状よりもやや過大評価される傾向をはらむことが，著者によって強調されている。（同書47頁，52頁）

表1 移住目的地別移民送出実績

(単位 千人)

年	アメリカ	カナダ	中南米	オーストラリア	アジア	欧州	他	計	米国比率
62	0.2		0.2					0.4	50.0%
63	2.0		0.4			0.4		2.8	71.4
64	2.2		0.9			0.6		3.7	59.5
65	2.3		2.4					4.8	47.9
66	2.7		0.7			0.1		3.6	75.0
67	3.1	0.5	0.2			0.2		4.0	77.5
68	4.2	0.8	0.4			0.4		5.8	72.4
69	7.4	0.9	1.1			0.4		9.8	75.5
70	11.5	1.0	2.7			1.0		16.3	70.6
71	14.6	0.9	2.0			1.5		19.2	76.0
72	19.9	1.0	3.0			2.0		26.0	76.5
73	28.5	1.6	0.6		0.1	2.6		33.4	85.3
74	34.5	3.3	1.2		0.3	2.6		42.0	82.1
75	33.4	4.1	3.2		0.3	2.5		43.5	76.8
76	32.5	4.0	6.4	0.7	0.4	2.5		46.5	69.9
77	35.6	1.1	1.9	0.5	0.4	2.5		42.1	84.6
78	34.3	0.6	0.3	0.5	0.4	3.0		39.1	87.7
79	31.6	0.8	0.1	0.5	0.6	1.8		35.4	89.3
80	33.6	1.0	0.2	0.1	0.7	1.8		37.5	89.6
81	31.6	1.5	0.5	0.5	0.7	2.0		36.8	85.9
82	26.8	1.4	0.9	0.6	0.5	2.5		32.8	81.7
83	24.0	0.9	1.9	0.5	0.7	2.3		30.3	79.2
84	25.8	0.6	4.0	0.3	0.3	0.1		31.1	83.0
85	21.1	0.8	4.6	0.6	0.4	0.1	0.1	27.7	76.2
86	30.5	1.0	4.0	1.2	0.3	0.1	0.1	37.2	82.0
87	26.3	2.1	4.5	1.6	0.2	0.2		34.9	75.4

羅倫紀「韓国의海外移住政策에관한研究」
原資料は外務部作成資料

ぞれの流れの検討を行い，その類型化を試みることである。

↘ したがって，この2つの資料は性格の違いを持つのであるが，大まかな傾向を抽出し，比較するには差し支えないと判断した。

表2 カテゴリー別・目的地別移民送出実績

1962—68年 (単位 人)

目的地	契約移民	招請移民	国際結婚	国際入養	計
米国		2831	10417	3535	16783
カナダ		1420	3	19	1442
アルゼンチン	174	52		2	228
ボリビア		722			722
ブラジル	2428	892		1	3321
パラグアイ	1376	921			2297
ウルグアイ		220			220
メキシコ		6		2	8
コロンビア		5			5
欧州	0	970	9	774	1753
その他	6	68	47	35	156
合計	3984	8107	10476	4368	26935

1972—76年 (単位 %)

	国際入養	国際結婚	招請移民	就業移民	現地移民	計（人）
米国	57.2	94.8	73.4	92.9	91.9	14430
カナダ	0.8	0.3	10	3.7	8.1	1148
アルゼンチン			1.6	0.1		157
ブラジル			1.8	2.2	0.8	262
その他南米			12.4	0.9		1221
欧州	41.9	0.8	0.1	0.1	0	1114
その他	0	4.2	0.1	0.1	0	165
計	100	100	100	100	100	
総数（人）	2601	2237	9547	3755	357	18497

人力開発研究所『移民行政에関한調査研究』1969年
洪思媛・金思憲『韓国海外移民研究』韓国開発研究院 1979年
注） 合計数値が合わないところがあるが，すべて原表にしたがった。

I 統計における移民カテゴリーの検討

一般に移民の社会的性格を検討する際には，目的地別統計の他に移民の種類別の統計が必要不可欠である。ところが表3を一見して明かなように，移民を

図1 対米、対中南米移民送出実績の変動比較

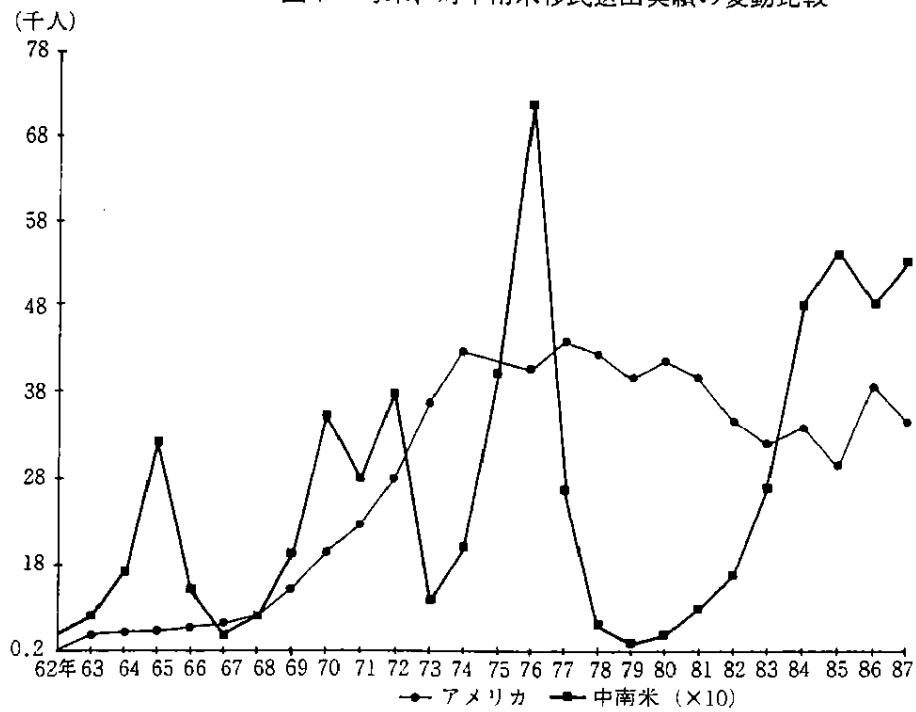

羅倫紀「韓国의海外移住政策에관한研究」漢陽大学校大学院行政学科博士論文 1988年
原資料は外務部作成資料

いくつかのカテゴリーに分類する際の見地が，この統計においては錯綜している。研究の前提として韓国における移民統計の基本カテゴリーを検討しよう。

移民統計の基礎となる移民のカテゴリーは，韓国海外移住法によって与えられているが，同法第4条および同施行令第3条の規定するところによれば，移民は以下の3種に分類される。

1) 集団移住：韓国と移住対象国との政府間協約によって行われる集団的な移民。

2) 契約移住：韓国側の移住に関する業務を取り扱う団体と，移住対象国側の移住業務取扱団体との契約によって行う移民。

3) 特殊移住：外国の政府・団体・個人の招請により，当該外国に3年以上居住する個人（但し留学目的者を除く）とその家族の移住，入養あるいは

表3 カテゴリー別移民送出実績

(単位 千人)

年	集団移住	契約移住	特殊移住			就業移住	現地移住	合計
			縁故招請	国際結婚	国際入養			
1962		165	49	165	7			386
63		315	697	1581	308			2901
64		520	1151	1486	589			3746
65		1791	729	1657	653			4830
66		612	702	1585	741			3640
67			1545	1624	843			4012
68		6	2277	2326	1204			5813
69			5139	3077	1538		1	9755
70		190	8848	3724	2485	1014	7	16268
71		30	7139	4519	3332	4136	7	19163
72		102	11345	4470	3995	6123	7	26042
73		58	11499	4771	5477	10824	729	33358
74		4	19003	4543	5645	10824	1967	41986
75			23330	4783	6417	7547	1378	43455
76			28885	5667	6597	5310	74	46533
77		13	27106	5533	6240	3199		42091
78	72		25913	5612	5937	1543		39077
79			23764	6306	4130	1241		35441
80		70	25938	6220	4152	1130		37510
81	72	199	23588	6187	4637	2122		36805
82	32	29	18993	5445	6416	1894		32809
83	29	35	15341	5224	7037	2716		30382
84		137	22144	4881		3949		31111
85		511	18395	4940		3946		27792
86		567	21477	3199		2485		27728

羅倫紀，前掲論文
原資料は外務部作成資料

結婚によって移住する移民。

韓国の海外移民に関する諸統計においては，この3つを基礎にして，さらに特殊移民を海外移民法の規定に沿って，招請移民，国際入養，国際結婚へと三分している。かかる分類の見地について，少なくとも3つの問題点を指摘し得

る。

第一に，海外移住法および施行令における分類の観点そのものについて。ここでの分類は，移住契約をとりむすぶ主体の法的な性格（国家，団体，個人）に基づくものであり移住目的など移民の移民の内実に関わる基準によって分類したものではない。よって移民の社会的な性格をとらえるには不向きである。ところが特殊移民については前述のように移住目的などによる分類を行っている。

第二に，現実の移民送出実績をみると，集団移民はほとんど実績がなく，契約移民も60年代に一定の実績が見られるものの70年代以降は極端に減少し，実績のほとんどが特殊移民に集中している。この3つのカテゴリーを基軸とする分類は著しくバランスを逸している。個人的契約に基づく移民が「特殊」移住とされていたことに鑑みると，韓国政府の意図においては集団移住と契約移住こそが本来進めるべき移住のあり方であったものと思われる[2]。特殊移住に著しく偏倚した統計そのものが，韓国の移民政策の不調を反映しているとも言えるだろう。

第三に「就業移民」の問題について。先述の海外移住法4条及び施行令3条には，これについての直接の規定はない。このカテゴリーは移住目的にもとづく分類によるものであり，形式としては契約移住と特殊移住の両方に含まれ得る。これについては，「契約を通じた就業」として契約移住のカテゴリーに編入する立場と，雇用主による招請と考えて特殊移住に含める立場の，両方が存在する[3]。1965年に改正されたアメリカ移民法においては，従来の出身国別優先割当制度が廃止され，新たに家族関係および職業に基づく優先割当制度が制

2) 海外移住法制定当時，外務部が発行した資料によれば，韓国政府当局は日本の対ブラジル移民政策があげた成果を高く評価し，政策移民が今後重大な経済政策の一環となると断じている。また，政府間協約に基づく集団移住が今後困難になっていくであろうことを予測し，契約移住にあたって，民間団体の背後から政府が財政的外交的にこれを支援する努力を行うべきであるとし，その実例として再び日本の例をとりあげている。
外務部政務局僑民課，『移民要覧』，ソウル，1962年，13—15頁。

3) 前者の立場をとっているのはたとえば洪思媛らの前掲書であり，後者の立場をとっているのは，『僑胞政策資料』第18輯，ソウル，海外僑胞問題研究所，1978年，などである。

定された。その結果，韓国の対アメリカ移民は在米家族・親戚の招請により，家族関係の枠で移住するものと，就業目的で職業枠で移住するものとに分かれることになった。この事態に対応する形で，韓国の移民統計においても，62年海外移住法制定当時には存在しなかった「就業移住」カテゴリーが，新設されたものと推測される[4]。結局海外移住法の規定に沿った法的形式的な分類思想は実際には骨抜きにされ，就業移住，招請移住，国際結婚，国際入養といった，より移民の内実に即したカテゴリーに基づいて，移民統計が編集されることになったものと考えられよう[5]。

国際結婚と国際入養について一言しておくと，国際結婚の場合，表2にみるように60年代と70年代を通じ，圧倒的にアメリカ人との結婚の比率が高い(90%以上)。さらにそのほとんどが女性（表4）である。国際入養（国際養子縁組）は多くはアメリカにむかっており，また統計上の対欧州移民のほとんどをしめている。1961年9月の孤児入養特例法規定に基づき行われたもので，扶養義務者がわからないもの，あるいは扶養義務者の同意を受けた18歳以下の者を対象とした。一番多かったのは韓国人売春婦と米軍兵士との間に生まれた子供であり，彼らは孤児院などを通じて交渉が行われ，海外へ引き取られていった[6]。84年に移民範疇からはずされ，移民統計からも姿を消す。表1における対欧州移民の84年からの激減はこのことの反映である。

これらの他，現地移民というカテゴリーも存在する。これは移住申請をせず

---

4) 69年に発行された人力開発研究所の前掲書において，就業移住というカテゴリーは一切登場していないことに鑑みると，60年代においては未だこのカテゴリーは使用されていなかったものと断じることができよう。

5) 同様の問題が再び80年代後半に生じた。この時期に，海外での自営業経営を目的とした移民――投資移民が発生し，以後急増していくのであるが，これに対応するカテゴリーが存在しないということになったのである。朴俊勇は，海外移住課の内部資料においては移民が縁故招請，国際結婚，就業移住，投資移住として区分されていることを紹介する一方，この投資移住が招請移民以外の移民のなかでいまやもっとも大きな比重を占めるようになったにもかかわらず，政府の公式の統計表において投資移住が独自の移民類型として集計されないために，移住環境の変化に対し適切な対応をとることを不可能にしていると批判している。朴俊勇，「韓国의海外移住行政改善에 関한 研究」，서울大学校行政大学院修士論文，1988年，19頁，22頁。

6) 人力開発研究所，前掲書，p54－55。

表4 カテゴリー別・性別にみた韓国移民

1962−68年	男 性	女 性	計	女性比率
契約移民	2812	1812	4624	39.2%
招請移民	4050	3670	7720	47.5
国際結婚	123	10353	10476	98.8
国際入養	1262	3106	4368	71.1
計	8247	18941	27188	69.7
1962−68年				
就業移民	751	618	1369	45.1%
招請移民	1848	1920	3768	51.0
国際結婚	40	2086	2126	98.1
国際入養	875	1720	2595	66.3
現地移民	169	98	267	36.7
計	3683	6442	10125	63.6

人力開発研究所，前掲書
洪思媛他，前掲書

に渡航し，その後現地で移住手続きを行ったもの。海外移住法の規定では留学生や3年以内の滞在の予定者は移民とはみなされていないため，これらの目的で渡航した人々が移住申請をして移民となったものである。大卒の比重が極めて高いのは，その多数が留学生として渡航した者であることが推測できる。ただカテゴリーの性格上，正確な数を掌握するのはかなり困難であろう。

II 対アメリカ移民の特徴

韓国の対アメリカ移民は，1965年の移民法改正によって大きな変化を遂げた。まず改正以前の状況をみてみよう。

65年以前のアメリカ移民法は，出身国割当制度を採用していた。この制度は1921年移民法に始まる。21年法においては，1910年の国勢調査の時点でアメリカに居住する外国人（たとえばイタリア人）の数の3%を，当該国（イタリア）の年毎の移民割当数としたのであるが，これは東欧や南欧，あるいはアジア諸

国からの移民を制限するという狙いをもっていたのである。52年制定のいわゆるマッカラン・ウォルター法においては，これを1920年国勢調査に基づき，1％の1/6を割り当てるように定めていた。従って韓国からの移民は厳しく制限されることにならざるをえなかった。

しかし，この出身国別割当制度は，いくつかの例外法規によって補足されており，戦争花嫁法およびＧＩ（米兵）婚約者法もその一つであった。解放後の南北分断と朝鮮戦争の勃発という情勢のなかで，多くの米軍が進駐していた韓国においては，韓国人女性と米軍兵士との国際結婚が数多くみられた。1950年代には，そういった韓国人女性たちが，割当制度の枠を越えたこれらの法に依って，国際結婚による移民としてアメリカに渡ったのである。これらの女性たちの多くは貧しい農村の出身であり，相次ぐ動乱の中で親を失った人たちであったと言われる[7]。彼女らこそが，65年移民法改正以降の招請移民急増における，その招請主体となったのである。

この時期の対アメリカ移民の，もう一つの主力は国際入養であった。1952年の移民法においては養子に対して非割当移民としての扱いを行わなかったのであるが，アメリカ市民の間に外国の孤児を養子にしようとする要求が高まったため，57年には一定の条件――14歳未満で最低二年以上養親と同居といった――をつけて，合衆国市民の嫡出子（21歳以下で未婚）や継子（18歳以下）と同様に，移民法上の恩恵（数的制限を受けない）を与えるに至った[8]。

こうして50年代および60年代前半には，国際結婚と国際入養による女性と子供たちを主体とした，対アメリカ移民が展開されたのである（表５）。このことは表６においても，主婦子女比率の圧倒的高さという形で表現されている。

事態を大きく変えたのが，65年の移民法改正である。これにより，従来の出身国別割当制度を廃止して，新たに全体で29万人（うち東半球に17万人，西半

7) Bok-Lim C. Kim, "Casework with Japanese and Korean Wives of Americans", *Social Casework* Vol. 53 No. 5, May 1972, pp. 274-276.

8) 川原謙一，「アメリカ移民法」，信山社，1990年，198－200頁。なお本稿はアメリカ移民法の歴史および内容についての知識を基本的には本書に負っている。

表5　海外移住法施行以前の韓国移民

1952−61年

	国際結婚		孤児入養		移民		計
	男	女	男	女	男	女	
米国	1	3575	1838	3126	209	198	8947
その他	0	52	6	17	3	16	94
計	1	3627	1844	3143	212	214	9041

『移民要覧』，外務部政務局僑民課，1962年

球に12万人)，一国あたり最高2万人の割当を設けられた。そして新たに血縁関係と職業に基づく7段階の優先割当制度[9]が設定された。これにより韓国からの招請移民と就業移民が急増する。

それではまず60年代の対アメリカ移民について検討しよう。移民の職業や学歴を進出地域別に分析した資料はいまのところ未入手である。しかし表2によれば60年代の韓国の招請移民がアメリカ，中南米，その他諸国にほぼ三分されるのに対し，契約移民のほとんどが中南米への移民であり，また対中南米移民の6割近くが契約移民である。そして国際結婚のほとんどが対アメリカ移民である。従って，60年代においては，招請移民と国際結婚にかんするデータが対アメリカ移民の傾向を比較的良く反映し，契約移民のそれが対中南米移民の傾向を反映しているものと考えられる。

以上を念頭した上で学歴についてみてみると（表7），まず目を引くのは招請移民の学歴の際だった高さである。特に大卒者に至っては全国民的水準の10

9) 具体的には次のようになっている。優先割当枠29万人のうちの20%が第一優先割当である合衆国市民の未婚の息子または娘に，26%が第二優先割当である外国人永住者の配偶者および未婚の息子または娘に，10%が第三優先割当である知的職業者，科学者および芸術家（ただし合衆国に具体的な利益をもたらす有資格者に限られる）に，10%が第四優先割当である合衆国市民の既婚の息子および娘に，24%および第一〜第四割当における未使用分が第五優先割当としての合衆国市民の兄弟姉妹に，そして10%が第六優先割当である労働移民に割り当てられる。第六割当の労働移民の場合，一時的・季節的でなく，合衆国においてその労働が不足している場合に限定される。そして第一〜第六においても使用されなかった残余分が，第七の非優先割当移民に適用される。

韓国人の招請移民は主として第二枠および第五枠を利用し，就業移民は第三枠（医者など）および第六枠（技能工など）を利用した。李光奎『在美韓国人』，ソウル，一潮閣，1989年，59頁。

表6　対アメリカ韓国人移民の入国時の職業

年度	総数	専門職技術者	農業	事務職管理職	牧師及び同類	販売職及び同類職	技能職及び同類職	製造及び同類職	個人家内労働	サービス職及び同類職	農業労働	労働職	主婦子女
1958	1604	108		4	13			2	1	1			1475
1959	1720	101		4	10	3	1	4	1		1	2	1593
1960	1507	81		5	15	1	5			7		3	1390
1961	1534	79		3	16	2	2		2	4		2	1424
1962	1538	109	1	6	18	5	3	2	2	10		1	1381
1963	2580	370		18	43	8	4	6	1	27		1	2102
1964	2362	134		11	27	5	2	3		15		2	2163
1965	2165	103	1	8	31	4	7	1		15		2	1991
1966	2492	349		17	39	5	5	6	2	19		4	2046
1967	3956	830	2	36	74	11	12	24	25	54	3	4	2881
1968	3811	716		43	64	10	32	23	50	31	1	8	2811
1969	6045	1081	1	83	125	14	52	48	123	93	4	14	4405
1970	9314	1613		117	155	19	199	71	70	89	5	22	6954
1971	14296	3088		231	199	30	300	118	54	187	7	25	10058
1972	18876	3482	1	473	290	30	576	138	82	315	8	31	13450
1973	22930	2913		889	359	65	758	255	126	374	84	56	17051
1974	28028	3027		956	471	104	1396	252	103	73	650	254	20742
1975	28362	3083		894	207	854	1255	946	186	111	590	103	20633
1976	30803	3001		932	256	768	957	581	204	147	569	69	23319
1977	30917	2771		1138	245	950	921	773	221	132	680	50	23036
総数	214840	27039	6	5868	2657	2888	6487	2753	1253	1704	2602	653	160905
比率(%)	100	12.6	0	2.7	1.2	1.3	3	1.3	0.6	0.8	1.2	0.3	74.9

李光奎，『在美韓国人』，一潮閣，1989年，p. 74
原資料：Immigration and Naturalization Service

表7 カテゴリー別にみた韓国人移民の学歴構成

1962－68年

	契約移民	招請移民	国際結婚	国際入養		全体	全国民(66)
国卒以下	25.33%	22.83%	25.59%	18.73%		23.60%	77.22%
国民学校卒	15.29	8.56	16.17	0.30		11.18	9.50
中学校卒	12.85	7.23	5.09	0.32		6.11	5.25
高等学校卒	15.26	15.51	5.44			9.03	6.10
大卒以上	5.42	16.72	1.23			6.31	1.78
未詳	25.85	29.15	46.51	80.65		43.77	0.15
計	100%	100%	100%	100%		100%	100%
総数	3984	8107	10476	4368		26935	

全国民については5歳以下を除外

1972－76年

	就業移民	招請移民	国際結婚	国際入養	現地移民	全体	全国民(75)
国卒以下	1.5%	10.0%	28.2%	88.1%	3.8%	14.4%	34.1%
国民学校卒	4.5	15.7	35.0	7.8	3.0	18.5	35.0
中学校卒	10.9	12.3	14.1	4.0	3.0	12.0	16.7
高等学校卒	29.4	35.6	18.6	0.1	22.9	28.5	11.1
大卒以上	53.7	26.3	4.0		67.3	25.9	3.1
未詳	0.1		0.1			0.8	
計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
総数	1369	3569	2126	168	266	7498	

移民については6歳以下，全国民については5歳以下を除外
人力開発研究所，前掲書
洪思媛他，前掲書
「総人口및住宅調査報告」第1巻，1975 経済企画院調査統計局
「韓国統計年鑑」1968 経済企画院

倍近い高さになっている。高卒者の場合も国民全体の水準の2倍以上である。一方国際結婚のほうは，半数近い未詳があるために評価が困難であるが，全国民的水準に比して高いとは考えにくい。国際入養にいたっては大半が未詳であるが，その大多数は孤児院等に起居する児童であると考えられるため，低学歴であることはむしろ当然であろう。

次は移民前の職業について（表8）。ここで注目されるのは60年代のデータ

表8 カテゴリー別にみた韓国人移民の職業構成

移民の職業構成

職種	1962−68		1972−76			
	契約移民	招請移民	国際結婚	招請	就業	現地移民
専門・技術	7.53%	43.17%	11.0%	18.8%	26.2%	26.4%
管理・事務	7.70	10.98	26.6	24.4	6.4	18.9
販売	18.56	11.85	16.5	19.1	1.7	22.7
サービス業	7.01	8.80	20.2	3.1	3.4	2.7
農林水産	47.99	9.79	1.8	8.3	1.3	5.4
労働職	11.21	15.41	23.9	26.4	61.1	23.8
有職者計	100%	100%	100%	100%	100%	100%
有職者	14.33	19.78	5.1	36.4	83.9	69.3
無職・分類不可	59.81	54.20	94.60	63.6	16.1	30.7
未詳	25.86	26.02				
計	100%	100%	100%	100%	100%	100%
総数	3984	8107	2126	3768	1369	267

全国民的な職業構成

職種	1969年	1975年
専門・技術・管理職	4.50%	3.5%
事務	5.15	6.3
販売	13.12	12.9
サービス業	5.67	7.2
農林水産	50.82	46.0
労働職	20.74	24.1
計	100%	100%

人力開発研究所，前掲書
洪思媛他，前掲文
『韓国統計年鑑』各年度版

における無職・分類不可，及び未詳者の多さである。この時期の高い失業率[10]を考えれば，比較的高い学歴をもちつつも定職につけず，移民を決意するにいたった人が多かったものと推測される。アメリカに移民した人々が，本来（失業していなければ）労働市場において占めていた位置を知る手ががりとして，

10) 60年代前半から中盤にかけての時期，特に非農家の失業率は男女とも10%を超えていた。

招請移民の有職者内部における各職種の構成比を見てみると，専門・技術職の比率の高さが目だつ。69年の全国的な構成比率と比較した場合，専門・技術職と管理・事務職の合計において，招請移民は国全体に比べて5倍以上の高い構成比率を持つことになる。逆に農林水産業従事者の比率は約1/5と，丁度対称的な構成比になっている。このことは先に見た学歴構成のデータとも整合する。

今度はアメリカ側のデータに基づいて見てみよう。表6はアメリカ移民当局の統計であるが，主婦子女を除外した職業構成を1968年について見てみると，専門職・技術者が71.6%，事務職・管理職が4.3%，牧師等が6.4%，農業・農業労働が0.1%になり，上述の傾向がより顕著に現れている。

70年代はどうであろうか。表4によれば，対アメリカ移民は就業移民の9割以上，招請移民の7割強を占め，対中南米移民は招請移民の約16%，就業移民の3%強を占めている。この場合，招請移民は対アメリカ，対中南米移民の共通する傾向を反映し，就業移民はすぐれて対アメリカ移民の性格を表示するものと考えられよう。

次は学歴について（表7）。招請移民は高卒および大卒の構成比が全国民的な学歴構成に比して，かなりの高まりをみせている。ところが，就業移民においては大卒者は過半を超え，全国民的水準の十数倍の割合になっている[11]。国際結婚においても，高卒と大卒の構成比が全国水準をやや上回っており，米国人と結婚する韓国人女性の社会的出自が50年代や60年代とは変わってきているのではないかと推測される。こうしてみると，70年代の対アメリカ移民は，国民一般の水準より相当に高い学歴をもつ人々によって構成されているということが判明する。

移民前の職業について（表8）。招請移民についてみると，専門・技術職および管理・事務職の合計が4割を超え，75年の全国民的構成比の4倍に達している。販売やサービス業従事者の構成比はそれほど変わらないが，農林水産業

11) 注1を参照。しかし，よしんば移民における大卒者比率が実際にはこの半分であったとしても，全国民的水準に比してやはり著しく高いといわねばならない。

従事者の方は招請移民の方が全国民の 1/5 程度である。就業移民の方をみると，専門・技術職および労働職の突出が目だつ。李光奎によれば，対アメリカ就業移民には多くの医者，看護婦，薬剤師など医療関係者が含まれており，これが専門・技術職の比率の高さに現れているものと思われるが，同時に多くの技能工が含まれていた。それらの人々は，例えば重機修理工，自動車整備工，時計修理工，印刷工，ボイラー製作工，テレビ・家電修理工，溶接工，版金工，配管工などであった[12]。表 6 によれば，1975年における対アメリカ韓国移民の職業構成比は（主婦子女を除外），専門・技術職が39.9%，管理・事務職が11.6%，技能工および同類職が16.2%，農業と農業労働が1.3%となっている。技能工と製造職，家内労働，労働（単純労働であろうと考えられる）を合計すると32.2%になり，韓国側の統計に比べ，専門・技術職にたいする労働職の比率がかなり低くなってくるが，対アメリカ韓国移民における専門・技術職および労働職の比重の高さ，労働職内での技能工の多さは断定できよう。もちろんこの結果は，先にみた学歴構成――高卒者，大卒者比率の高さとも符合する。

最後に，アメリカにおける移民後の職業をみてみよう（表 9）。ここでは，専門職や技術職，技能工の比率も低くはないが，商業とサービス業従事者の示す割合が移住前の職業構成に比して顕著に高まっており，主婦学生を除外した場合，この両者で全体の45%を占める。アメリカ移住後，他の職種からこの分野に移動してきたものと考えられる。

III 対中南米移民の特徴

中南米への移民が本格的に開始されるのは，1962年に海外移住法，および同施行令が制定され，韓国の系統的な海外移民政策が始動してからである。

解放後，海外在住者の大規模な帰還により人口は大幅に増加した。朝鮮戦争によって人口は一定の減少をきたしたが[13]，その後50年代に進展した工業化がもたらした農村人口の都市部流入により60年代初頭までに失業率が大きく上昇

12) 李光奎，前掲書，57頁。

表9　在米韓国僑民の職業構成（1986年）

職　　種	総　数	比率（%）
農　林　業	3009	0.3
商　　業	144804	15.1
製　造　業	15590	1.6
サービス業	121217	12.6
専　門　職	48003	5
事　務　職	49727	5.2
技　術　者	41742	4.4
技　能　工	53229	5.6
文化芸術	2070	0.2
宗　教　者	8213	0.9
学　　生	230786	24
主　　婦	136752	14.3
そ　の　他	103502	10.8
総　　数	958714	100

李光奎，前掲協，p. 96-97
原資料は外務部作成資料

し，韓国政府にとって過剰人口の解決が重大な政策課題となり，海外移民政策は家族計画事業とならぶ人口調節手段として位置づけられた。海外移住法第1条には，「本法は国民の海外進出を奨励することで，人口政策の適正と国民経済の安定を期することと同時に，国威を宣揚すること」を，目的として定めている。

移民政策は人口政策の一環として，外務部と並び保健社会部の管掌下に置かれることになった。保健社会部社会局の海外移住課（のちに海外移住局）が，移民の募集，選抜，教育訓練，移住手続など，出国前の過程に関する，政策立案，調査，指揮監督を担当した。他方，外務部僑民課は出国後の事後管理を分担することになっていた。これら当局の管掌下に実際の移民業務を遂行したの

13）宋丙洛と E. S. Mills は，1949年から55年の間に，死亡や失踪や捕虜，南北移動などで127.9万人もの人口純減があったとしている。『成長과都市化問題』，ソウル，韓国開発研究院，1980年，77－81頁。

は韓国海外開発公社であった。同公社は乱立する民間移民事業団体に代わって，移民業務を一元化することを目的に，65年に財団法人として設立されたのである[14]。

60年代の対中南米移民は，対アメリカ移民が国際結婚という私的なルートによる移民で開始されたのに対し，国家の支援のもとに移民斡旋団体が現地の団体を契約するという，契約移民としてスタートした。一例をあげると，1964年に韓伯進興株式会社がブラジルの Rivadabia の大地主と交渉し，韓国農業移民のために Victoria 農場を開設させた。韓国政府と在ブラジル韓国大使館との斡旋で68世帯の移民希望者を募集し，ブラジルへむけて送出したのであった[15]。

このことを統計によって見てみよう。先述のように，60年代の中南米移民は，その6割が契約移民であり，他が招請移民である（表2）。その契約移民たちが移民先で就いた職種を示すのが表10である。判明している有職者のうち99%以上が農林水産業に従事している。未詳が多いため評価が困難であるが招請移民の方が多少ともばらつきをみせているのと対照的であり，中南米への契約移民が農業移民中心であったことがよくわかる。

契約移民のもう一つの重要な特色は，その出身地域である。表11にあるように，契約移民においては，他のカテゴリーの移民に比して，咸鏡北道以下の現北朝鮮領内出身者が多いことである。この人々は国際結婚による移民者などを通じた在米の家族親戚に恵まれないでいる一方，縁故を必要としない南米への契約移民に集まったものと考えられる。その契約移民の学歴構成を見てみると，招請移民ほどではないものの，全国民的な構成に比してかなりの高学歴傾向を示しており，大卒で約3倍，高卒で2.5倍の構成比になっている。移民前の職業についてみると（表8），専門・技術職および管理・事務職の比重が国民的構成比の1.5倍程度であり，販売およびサービス業従事者がやや高く，労働

14) 同公社は，76年には政府投資機関に変更される。
15) 海外僑胞問題研究所，前掲書，13頁。

表10　韓国移民の移住先での職業（1962−68）

職　　種	契約移民	招請移民
専門的技術的職業	0.03%	12.06%
管理的職業		0.22
事務職		2.63
販売職	0.32	1.29
農林水産	99.65	74.37
鉱夫・採石夫		0.06
交通・逓信		0.61
技能工・単純労務		7.20
サービス業従事者		1.56
有職者計	100%	100%
有職者	70.84	22.08
無職及び分類不能	3.31	20.30
未詳	25.85	57.62
計	100%	100%
総数	3984	8107

人力開発研究所，前掲書

注）出典に明示されているわけではないが，本表は移住直後の現地での職業構成を示しているのであって，その後の職業移動は反映されていないものと思われる。

もし68年時点での職業構成であるならば，この時点で中南米移民者の離農が開始されているはずであり，従って農林水産の割合がもっと下がり，販売職等が上っていると考えられるからである。

職の比重が低くなっている。農林水産業従事者は契約移民の方がやや低めである。農林水産業従事者の比率が一番高いということは，農業移民という性格からいって当然のことであるともいえるが，しかし，逆の見方をすれば半数以上の契約移民者が比較的高学歴であるうえに，農業以外の職業に従事していたことを意味している。熱帯での農業が，これらの人々にとって極めて過酷なものであったことは容易に想像されることである。

結果的に中南米への農業移民は失敗に帰した。移民達は数年のうちに農場を離脱し[16]，大都市に集住するようになったのである。先に例としてあげた，64年の移民も，一部が北米に再移民し，のこりはサンパウロに進出したり，帰国

表11　60年代移民の出生地

出生地	契約移民		招請移民		国際結婚	国際入養
	世帯主	世帯員	世帯主	世帯員		
ソウル	10.88	26.78	48.63	34.32	12.58	53.96
釜山	1.42	4.44	3.59	4.73	1.92	1.19
京畿道	10.17	7.63	10.74	7.13	11.11	1.14
忠清北道	1.18	0.90	2.22	1.48	1.82	0.11
忠清南道	5.44	2.99	4.81	3.15	4.07	0.37
全羅北道	1.18	0.63	2.02	1.36	3.68	0.21
全羅南道		0.3	2.34	1.76	4.48	0.23
慶尚北道	6.38	4.49	6.62	4.82	4.83	0.92
慶尚南道	6.86	5.6	4.56	3.98	4.23	0.34
江原道	4.73	3.01	2.99	1.92	1.62	0.62
済州島		0.08	0.28	0.2	0.32	0.02
(現北朝鮮領内)						
咸鏡北道	1.18	0.6	0.77	0.57	0.19	
咸鏡南道	5.91	1.73	2.02	1.23	0.46	
平安北道	14.42	4.82	2.14	1.63	0.4	
平安南道	22.69	7.33	3.96	3.06	0.33	
黄海道	6.15	2.31	1.5	1.18	0.69	
外国	1.41	0.5	0.81	0.76	0.76	
未詳		25.86		27.08	46.51	40.89
計	100	100	100	100.36	100	100
総数（人）	423	3984	2476	8107	10476	4368

人力開発研究所，前掲書

したりしている[17]。70年代中盤までに，ブラジルの場合は工業都市サンパウロに韓国人の80%が，アルゼンチンの場合97%が首都ブエノスアイレスに，パラグアイの場合 2/3 が首都アスンシオンに居住するようになっている[18]。

大都市に移り住んだ韓国人たちはいかなる職業に就いたのであろうか。表12

16)　洪思媛のあげている資料によれば，南米三カ国の5つの農場に入植した221世帯のうち，68年までに200世帯が離脱したという。洪思媛他，前掲書，124頁。
17)　海外僑胞問題研究所，前掲書，14頁。
18)　同上，19，80，105頁。

表12　中南米各国における韓国僑民の職業構成

77年6月　　(単位　人)

職業別	ブラジル 男性	ブラジル 女性	ブラジル 総数	ボリビア 男性	ボリビア 女性	ボリビア 総数
農林業	27		27	6		6
商業	878	359	1237	39		39
製造業	180	13	193	34		34
サービス業	44	13	57	1		1
専門職	47	1	48			0
事務職	50		50	1		1
技術者	184		184	4		4
技能工	95		95			0
文化芸術	3		3			0
宗教者	20		20	2		2
学生	1570	1068	2638	41	34	75
主婦		1436	1436		90	90
他	1530	1043	2573	89	67	156
僑民総数	4628	3933	8561	217	191	408
世帯数	1913世帯			105世帯		

76年6月　　(単位　人)

職業別	アルゼンチン 総数	アルゼンチン 世帯	パラグアイ 男性	パラグアイ 世帯	パラグアイ 女性	パラグアイ 世帯	パラグアイ 総数	パラグアイ 世帯
農林業		12		31				31
商業		10		370		28		398
製造業		640		41		4		45
サービス業				11		1		12
専門職				13		1		14
事務職				1				1
技術者				1				1
技能工				16				16
文化芸術				1		1		2
宗教者				4				4
学生						14		14
主婦								0
他		30		142		21		163
僑民総数	3200人		1508人		1331人		2839人	
世帯数		692		631		70		701

「僑胞政策資料」第18輯，海外僑胞問題研究所，1978年

によれば商業と製造業に従事するものの比率が，どの国についても共通して高くなっている。製造業とは，ブラジルとパラグアイにおいては衣類の縫製であり，アルゼンチンにおいては編物であった。商業の場合は食料品店や雑貨店を経営するものもいたが，行商するものも多かった。農場から都市へ流入した資本の無い移民達は，自らの手持ちの韓国製衣類の行商からはじめるものもいた[19]。行商から出発し，資金を貯めるにつれて店舗を構え，あるいはミシンや編機を購入して自宅で衣類の製造を行うようになるというのが，韓国人移民たちの社会的上昇のパターンであったようである。

こうして都市部に定着した移民達は親類や知人を招請するようになった。農業移民の失敗によって契約移民の実績が激減したこともあり，70年代の対中南米移民のほとんどが招請移民で占められるようになったのである。

80年代にはいると，韓国の対中南米移民は新たな段階を迎える。新しい移民形態である投資移民の登場である。これは自営業を目的とした移住であり，従って一定額の資本の搬出を必要とする。従来韓国政府は移住者にたいして外貨持ち出しの限度額を成人1人あたり3000ドル，未成年者1000ドルに制限していたのを，家族ぐるみ移住の場合に限って10万ドルまでの搬出を認めたのである。この結果従来は不可能であった投資移住が可能になってきたのである[20]。投資移住は83年に開始され，当時は年19人であったのが87年現在では3966人にのぼり，同年の移民実績の11%に至った[21]。移民先は主として中南米(72.9%)であり，他にはカナダ，オーストラリア等であった[22][23]。

19) 同上，105頁。

20) この背景には，この時期に進展した韓国の本格的な資本輸出国化があるものとみられる。韓国の対外投資額は81－2年に急増し，84年に一時おちこむものの，その後さらに急上昇していく。投資先も東南アジア・中近東・アフリカ中心から欧米諸国中心となり，投資部門についても製造業の比重が高まっていく。また80年代に入ってからは経常収支赤字幅の着実な縮小と，海外資金への依存度の減少が進展した。86年には経常収支が黒字化し，また国民貯蓄率が投資率を上回る。かかる状況を背景に発展途上諸国への経済援助供与も本格化する。82年の段階でアフリカ開発銀行，アジア開発銀行への出資がなされていたが，87年には対外経済協力基金を創設し，援助供与国の地位を確立した。渡辺利夫編『概説　韓国経済』，有斐閣，1990年，第11章を参照。

21) 朴俊勇，前掲論文，22頁。

22) 同上，24頁。

IV まとめ——韓国海外移民の二類型

以上の内容を踏まえた上で，対アメリカ移民(A)と対中南米移民(B)を対比すると，以下のようになるであろう。

1） 学歴。(A)，(B)ともに，全国民的な水準に比して高学歴の傾向が顕著であるが，初期の国際結婚，および国際入養を除外すれば，(A)の方が(B)よりもさらに高い。

2） 移住前の職業。有職者については，(A)，(B)ともに一般的な水準より高位の労働に従事している者の比率が高いが，(A)の方が(B)に比して専門・技術職の構成比率が高い。

3） 移住後の職業。商業従事者が多く一つの軸になっているのは共通しているが，(A)においては専門・技術職や技能工が一定の地歩を占めている一方，(B)においては衣料の製造・販売に従事する自営業者がもう一つの軸になっている。

この結果から，韓国の海外移民は，(A)対アメリカ型，(B)対中南米型に類型化することが可能になると思われる[24]。

かかる類型化を可能にした背景として次のことが考えられる。まずアメリカにおいては，技術者や専門家，技能工について自国民だけではまかない切れない広範な需要が存在した。よってその供給を移民に求めることになり，これに

23） アメリカは，投資移民について「相当の投資(Substantial Investment)」を条件として設け(移民法第101条)，通例10～15万ドルが最低基準とされているため，外貨持ち出しが制限されている韓国の投資移民は，アメリカに対しては不可能であった。(李淳紀，『美国移民進出環境 斗 拡大方案』，ソウル，韓国海外開発公社，1987年，126－127頁)

ところが87年には韓国側の基準がさらに緩和され，世帯員の数によっては最高20万ドルまで認められるようになり，88年3月には，投資移住の場合には30万ドル，それ以外の場合でも20万ドルの所持が認められ，対米投資移民の条件が一定形成されてきている。

24） 学歴および職歴において，対アメリカ移民が対中南米移民に比してより高いというこの傾向は，60年代および70年代を通じて一貫したものである。にもかかわらず本文において60年代および70年代に分けて考察しているのは，使用した資料が前述のように62－68年のもの，および72－76年のものであったためである。本稿で提示したような移住目的地別の類型化の他に，時期による類型化や段階把握をも意図しているわけではない。

応ずる移民の側でもそれにふさわしい高い学歴や専門的技術を持つことになる。それを持たない移民の場合，言語の問題などもあるため，同胞が経営する商店や企業で働き，資金を蓄えて独立した自営業者になる場合が多い。

一方，中南米諸国の場合，工業労働者や技術者，専門家にたいする需要は少なく，どうしても自国で育成できない職種を除いては移民に供給を求めることはない。労働力の需要があるのは一般的に農業部門であり，移民労働力はそこに投入される。農業に適応できる場合は移民はそこに定着するが，適応に失敗した場合移民は都市雑業部門に流入せざるをえない。条件のある者はそこから脱出し，自営業や零細企業を営むことになる。この場合移民の側にそれほどの学歴や職歴が必要になることはないが，送出する韓国の側でこれらの労働力を十分に吸収しきれないという事情がある。受民国の工業化が進展するにつれて技術や資本をもつ移民に対する選好が強まっていくようになるものと予想される。

このような類型化を考えるとき，冒頭に述べた年毎送出実績パターン（図1）の問題にも言及が可能になるように思われる。(A)の場合，受民国側が韓国より高い生活水準を持ち，有利な就業機会にも恵まれているため，移住へのインセンティヴが強い。したがって受民国の受け入れ枠の限界近くにまで毎年送出され，その枠の変動によって送出実績が左右される面が強くなる[25]。(B)の場合だと，生活水準はそれほど変わらないか，むしろ下がる（特に農業移民の場合）可能性すらあるため，一般的な送出圧力はあるものにしてもそれほどその国へのインセンティヴが強くはない。したがって韓国や受民国の移民政策や国内情勢の変化によって送出数が変動しやすくなるという事態も，十分に想定されるであろう。

25) 1976年のアメリカ移民法の改正によって，従来29万人であった総割当枠が27万人に縮小されたが，この結果韓国の対アメリカ移民送出実績も77年をピークにして漸減傾向に入った。